光 農 第 8 5 8 号 令 和 6 年 1 0 月 1 5 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

光市長 市 川 熙

市町村名		光市				
(市町村コード)		(35210)				
地域名	岩田地区					
(地域内農業集落名)	(上岩田、中岩田、)	下岩田、立野慶見、宮重、雨桑、新内、下大塚、儀山、近政、溝呂井、末常)				
協議の結果を取り	ましめた年日ロ	令和6年8月22日				
励識の相条を取り	まとめた千月口	(第1回)				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

農業者や地域住民の高齢化等に伴い、農地の耕作、草刈りや水路の維持管理等が難しくなっている。 農地を引き受ける担い手が不足しており、担い手の育成が必要である。 燃料費の高騰や、米をはじめとした農作物の売価が低いことなどにより、収益性が低くなっている。 若者の新規就農や定着を促す観点からも、収益性の高い農業の実現を求められている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

耕作条件の良いほ場整備済みの農地については法人等の担い手による農地集約を図り、効率的かつ採算性の高い経営ができるよう営農環境を整えていく。

耕作を辞める方の農地(特に条件の良い農地)については、次の担い手を探すなど、農地の維持に努める。 農地の草刈りや、水路の管理、耕作放棄地対策などは、地域一丸となって取り組んでいく。

#### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

区	44 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1)農用地の集積、集約化の方針

農振農用地等、条件の良い農地について、地権者が耕作していない農地は法人等の担い手に集約し、効率的かつ採算性の高い経営ができるよう環境を整えていく。地権者が耕作している農地は、耕作を続けられるよう支援を行うとともに、耕作されなくなった際には、担い手に集約していく。

#### (2)農地中間管理機構の活用方針

耕作していない農地については、担い手とのマッチングを図り、農地中間管理機構に貸し付けていく。 規模拡大意向のある経営体が計画を立てやすいよう農地中間管理機構等へ農地情報を早めに提供し、今後、 貸し出し見込みのある農地を見える化する取組を広める。

(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金事業の活用等により、水路や農道等の施設の維持や長寿命化等に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や農業協同組合等と連携し、多様な担い手の育成や市外からの参入を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて支援事業を活用することにより、効率化や低コスト化を図る。

# 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

0	①鳥獸被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	0	③スマート農業	④畑地化·輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料•資源作物等	0	⑦保全•管理等		8農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

### 【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害を防ぐため、地域の農業者等で協力し、捕獲や防護に取り組んでいく。
- ③農業用機械の導入により、効率的かつ収益性の高い農業の実現を目指す。 ⑦草刈等の保全・管理を地域一丸となって行えるよう農業者のみならず、地域住民を含めた協力体制を構築す る。